

専決処分の報告について

燕市税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 5 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

燕市長 佐野大輔

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第2項」を「次項」に改める。

第6条の4第3項第1号中「第6条の3」を「前条」に改める。

第7条を次のように改める。

(公示送達)

第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を燕市公告式条例(平成18年燕市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

第9条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)」を「法施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条の見出し中「、又は」を「又は」に改め、同条中「、第69条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第69条の6第1項の申告書、」を削る。

第21条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「(以下この項及び次項並びに)」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第68条第2項を削り、同条第3項中「、法第445条第1項」を「法第445条第1項」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項

とする。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の3から第69条の8までを削る。

第69条の9(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第69条の3とする。

第69条の10を削る。

第70条(見出しを含む。)、第71条の前の見出し及び同条、第73条(見出しを含む。)並びに第74条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、「5様式による申告書」の次に「並びにその者の住所を証明すべき書類」を加え、同項後段を削り、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第77条の見出し、第78条(見出し含む。)並びに第79条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条第2項前段中「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「法施行規則第33号の5様式による申請書」を「標識交付申請書」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第6条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住

年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「4分の3」を「4分の3」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に、「3分の2」を「3分の2」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に、「3分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に、「4分の3」を「4分の3」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「3分の2」を「3分の2」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「3分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第13条中「第12条の2」及び「附則第12条の2」を「前条」に改める。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31

日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号、第15条の4第3項第2号及び第16条第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号、第18条第2項第2号及び第18条の3第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条の3の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第18条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び第9条の改正規定(「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)」を「法施行規則」に改める部分に限る。)は、令和8年5月21日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の燕市税条例(次条第1項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。